

「うまい話」にご注意を！

「直ぐに上場する未公開株がある、確実に儲かるから投資しないか。」突然こんな電話がかかってきたら、どうしますか？冷静に考えれば、「そんなうまい話はない」と考えそうなものですが、悪質業者は、消費者を信用させるために、言葉巧みに、様々な手段を講じて投資させようとします。

「値上がり確実」「必ず儲かる」「絶対に損はしない」などと強調し、投資や出資を勧誘するものを「利殖商法」と呼びますが、最近の消費生活相談窓口に寄せられた相談を見ると、単純な勧誘ではなく、投資商品を勧誘する業者とその商品を購入したがっている業者が別々に消費者に電話をし、あたかも本当であるかのような演出をする、いわゆる「劇場型勧説」の相談が多くなっています。

また、過去に一度被害を受けている消費者を対象に、「被害額をある程度取り返すことができる」などと言って、さらに金銭を振り込ませようとする二次被害に関する相談も寄せられています。

事例 1

数日前にダイヤ投資に関するパンフレットが送られると電話があり、今日、それを買い取るという別業者の電話があった。(80歳代 女性)

事例 2

自宅に特定の会社に関する封筒が届いたら、買い取りたいので連絡がほしいと電話があった。封筒が届いた後も連絡せずにいると、同じ業者からしつこくその封筒を買い取ると電話がある。(60歳代 女性)

事例 3

以前被った投資被害を回復すると電話がかかった。投資額の6、7割は戻るというが、信用性はどうか。(70歳代 女性)

アドバイス

相談者のほとんどが60歳以上の高齢者で、疑いもせず、業者を信用してしまう人も中にはいます。

金融商品を取引する際には、その商品の性格とそれを取り扱う業者の信用性を十分に検証し、慎重に契約して下さい。

少しでも「おかしいな」と感じた場合には、迷わず相談窓口にご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。

H25.6.25 岐阜新聞

利殖商法に関する相談件数(平成20~24年度)

件

